

令和7年度 成果指標等の設定に関する基準

第1 趣旨

この基準は、政策評価の客観的かつ厳格な実施を図るとともに、道政の透明性の確保と道民への説明責任を果たす観点から、令和7年度基本評価における一次政策評価の実施方針第2の第3項第2号「成果指標の設定」及び第3の第3項第1号「施策評価」の規定に関し、必要な事項を定める。

第2 成果指標の設定に関する基準

- 1 成果指標は、次に掲げる全ての要件を満たす指標とする。
 - (1) 成果指標は、原則、アウトカム指標とすること。

なお、やむを得ずアウトプット指標を成果指標とする場合は、その設定理由を明確にし、加えて、当該指標以外の成果指標やその他統計数値等の設定により、適切な評価を行うこと。
 - (2) 「施策目標」や「現状と課題」に直結する指標とすること。
 - (3) 総合計画、特定分野別計画及び重点戦略計画に掲げる指標とすること。
- 2 成果指標の設定に当たっては、次の事項に留意すること。
 - (1) 施策の性質に鑑み、体制整備に関する数値などで達成率が100%に達した指標を成果指標とする場合は、施策の推進状況を明らかにするための他の成果指標を設定するか、その他統計数値等による取組分析を行うこと。
 - (2) 目標値を具体的な数値以外や0に設定している場合は、基準値を用いるなどして達成率を適切に算出するよう努めること。
 - (3) 同種の成果指標を複数設定する場合は、可能な限りまとめて1つの指標とすること。
- 3 本基準の趣旨に鑑み、取組項目ごとに1つ以上、全体で5つ以下の成果指標を設定すること。

第3 その他統計数値等の設定に関する基準

- 1 その他統計数値等は、施策に関連する様々な統計数値等のうち、目標値の設定の有無にかかわらず、次のいずれかに該当する数値とする。
 - (1) 評価調書に記載した取組の結果を表す数値
 - (2) 上記第2 成果指標の設定に関する基準第1項のいずれかの要件に合致する数値
 - (3) その他、施策目標を達成する上での課題を明らかにするための数値
- 2 本基準の趣旨に鑑み、取組項目ごとに1つ以上、全体で3つ以下のその他統計数値等の設定に努めること。